

## 一般貸付(生活衛生貸付)の貸付限度額

設備資金	
業種	ご融資額
飲食店営業、喫茶店営業	7, 200万円以内
食肉販売業、食鳥肉販売業	
冰雪販売業、理容・美容業	
一般公衆浴場業 (2施設以上の場合)	3億円以内 (4億8, 000万円以内)
旅館業	4億円以内
興行場営業	2億円以内
サウナ営業	
クリーニング業	1億2, 000万円以内

・振興計画認定組合の組合員以外の生活衛生関係営業者（現に営んでいる者、新たに営もうとする者…独立開業、新規開業）を対象とする設備（店舗等の新設、増改築、改装、買取り、機械器具等の購入等）資金の貸付です。

・店舗を賃借する場合の入居保証金、敷金及び権利金等を含みます。